

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日 開 会

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日 閉 会

平 成 2 6 年

第 3 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 26 年 第 3 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 76 号

平成 26 年第 3 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 26 年 11 月 14 日

小豆島町長 塩田 幸雄

記

1. 期 日 平成 26 年 11 月 21 日（金）
2. 場 所 小豆島町役場 議場
3. 付議事項（1）小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
（2）安田ポンプ場沈砂池整備工事に係る工事請負契約について
（3）平成 26 年度小豆島町一般会計補正予算（第 4 号）

開 会 平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）午前 時 分

閉 会 平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）午前 時 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	11月21日
1	大 川 新 也	○
2	坂 口 直 人	○
3	中 松 和 彦	○
4	松 下 智	○
5	谷 康 男	○
6	柴 田 初 子	○
7	藤 本 傳 夫	○
8	森 崇	○
9	安 井 信 之	○
10	秋 長 正 幸	○
11	鍋 谷 真 由 美	○
12	中 村 勝 利	○
13	浜 口 勇	○
14	森 口 久 士	○

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	塩 田 幸 雄	○
副町長 教育部長（扱）	松 本 篤	○
副町長 健康福祉部長（扱）	松 尾 俊 男	○
教 育 長	後 藤 巧	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○
総務部長兼課長	空 林 志 郎	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○
学 校 教 育 課 長	坂 東 民 哉	○
商 工 観 光 課 長	山 本 真 也	○
会 計 管 理 者	谷 部 達 海	○
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘	○
社 会 教 育 課 長	松 田 知 己	○
オ リ ー プ 課 長	久 利 佳 秀	○
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志	○
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○
子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
介 護 サ ー ビ ス 課 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
住 民 課 課 長 補 佐	鎌 田 省 吾	○
病 院 再 編 推 進 室 長	森 一 生	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成26年第3回小豆島町議会臨時会議事日程

平成26年11月21日(金) 午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第76号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

第4 議案第77号 安田ポンプ場沈砂池設備工事に係る工事請負契約について
(町長提出)

第5 議案第78号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） 皆さん、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願いいたします。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る11月14日に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会では、条例案件1件、契約案件1件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。て、本当に簡単ではございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。

会議規則第125条の規定により、9番安井信之議員、10番秋長正幸議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第76号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（森口久士君） 次、日程第3、議案第76号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第76号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の内容に沿って小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正し、また内海病院の医師不足が深刻化していることから、医師への負担増を考慮し医師の処遇を改善しようとするものでございます。

詳細につきましては担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第76号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

上程議案集の1ページからとなります。

ご承知のとおり、地方公務員は労働者の権利であります団体交渉権や争議権が認められておりません。これによりまして、本町におきましても職員の給与は、人事院や香川県人事委員会の給与勧告に沿って改定を行ってまいりました。

今回の給与改定に際し、人事院では、従業員数50人以上の事業所1万2,400カ所、約50万人の個人別給与の実態調査を行い、民間が公務員を0.27%上回ったとする調査結果を得ております。また、県の人事委員会でも、県下の50人以上の事業所156カ所を対象に給与実態調査を実施し、格差は人事院の調査結果よりは大きな開きがありますが、給与改定の勧告は国に準じるとされております。

これらの調査に基づく人事院勧告、香川県人事委員会勧告に基づき、本町におきましても職員の給与を改定するとともに、先ほど提案理由でもありましたように、内海病院の医師不足が深刻化しており医師の宿日直の負担が増大していることから、この負担増を考慮して、医師が年末年始など長期間の休日で町長が定める日に宿日直をした場合の手当を増額しようとするものでございます。

条文ごとに説明をしてまいります。新旧対照表のほうをご覧ください。

第4条の改正は、同条に定める給料表について、人事院勧告にあるとおり民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた給料表の引き上げの改定でございます。

3ページにある別表第1に定める行政職給料表につきましては、2千円から200

円の幅で増額をしております。若年層に手厚くというふうになっております。

8 ページにある別表第 2、アに定める医師の給与に係る医療職給料表(1)については、2,400円から200円の幅で増額し、13ページ、イに定める看護師、保健師等の給与に係る医療職給料表(2)については、2,300円から200円の幅で増額改定をいたしております。ともに0.3%の増額改定となっております。

1 ページに戻っていただきます。

次に、第17条の改正では、先ほどお話しした医師の宿日直手当に関する改正で、町長が定める日に宿日直勤務に従事した場合に宿日直手当に2万5千円を加算して支給する規定を追加したものでございます。議案集の2ページの上段で、3、医師がで始まる第3項を加える改正となっております。

次に、第18条の2は、医師の初任給調整手当につきまして、先ほどの第4条で改正する医療職給料表(1)の改定状況を踏まえまして、人事院勧告のとおり現行の41万900円を41万2,200円に改定するものであります。

次に、第21条第2項第1号の改正でございます。ボーナスであります勤勉手当の改定でございます。人事委員会勧告によれば、民間の特別給は4.12カ月分となっております。民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15カ月引き上げる改正でございます。議案集2ページの下から3行目にありますように、100分の67.5カ月を100分の82.5カ月に改定するものでございます。

その下の第2号は、再任用職員の勤勉手当を、100分の32.5から100分の37.5と、0.05カ月引き上げる改正でございます。

次に、3ページで、附則第13項は、55歳以上で6級相当職員につきまして、1.5%を減じた額を用い総額を算定することとされており、第21条の改正により0.15カ月分引き上げられました勤勉手当について、1.5%を減額する改正でございます。

次に、飛びまして20ページのほうになります。

改正条例の附則の第1項でございます。施行期日等を定めてございます。改正条例は公布の日から施行することとし、給料表及び初任給調整手当の改定につきましては平成26年4月1日から適用することとしております。

改正条例附則第2項は、改正条例が適用される前に給料表が異なる職へ異動した職員がいた場合の対応規定でございます。

改正条例附則第3項は、給料表の改定が平成26年4月1日にさかのぼって適用されることから、本年4月から11月までに支給した給与は、改正後の給与条例の規定に基づき支払われた給与の内払いであることを規定しています。12月の給与におきまして、改正後の給与条例の規定に基づき算出した給与の額との差額を支給する予定にいたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 私は、今回の給与、賃金の引き上げに賛成の立場で少し質問いたします。

この人事院勧告というのは、僕が思ってるのは、以前より改悪されたままになってると思うんです。以前は100人企業と比べていたのが、小泉内閣のときに50人になったままです。

この公務員の、先ほど説明がありましたけど、やっぱりストライキのかわり、世界中に労働者のスト権があるということで、日本の場合、公務員そのかわりに人事院勧告いうふうになってると思います。なんで50人になったというんが説明が少ないし、マスコミもほとんどそのことには触れておりません。ですから、私が思うのは、50人企業の賃金が以前より上がったのかなというふうに思わざるを得ないんで

すけど。

特に、世界中の労働者の賃金というのが問題になりまして、アメリカでは2億人の人と、99%、あと1%の人の固定資産の総額は同じだと、ですから99%の人が闘ってるんだということも言われてますし、中国なんかでも富裕層ばかりが増えてるといふ格好になってます。ですから、私ももう70ですけど、公務員を含め働く人の賃金が問題になり過ぎではないかと。

端から見ると公務員はええように見えるかも知りませんが、貧乏人がいっぱい増えてきているというふうに思います。その証拠は、生活保護者の人が216万人、戦後より超えたということを知って僕もびっくりしたんですけど。そういった意味では、国の勧告に基づくもの、さっき説明がありましたけど、香川県の人勧に基づくものと、もう一種類あると思います。さっき説明がありましたけど、県の人事委員会にも私も電話しました、50人以上の156の事業所から調査をしたということを知りましたが、国と県のどっちが有利なのかということを1つお聞きしたいと思います。

次に、ラスパイレスでございます。

以前も質問したことがあると思うんですけど、これは調べますと、1864年、150年も前の方の理論がまかり通って地方公務員の賃金を引き上げることもされていきますんで、このラスパイレスに町が従わなかったときには一体どうなるんでしょうか。そのことをやっぱり聞きたいと思います。

賃金というようなものは企業ごとにそれぞれ違いますから、独立したもんだというふうに思います。ですから、知事、市長、町長の権限を奪ってしまう、中央集権的にいろんなことをやられていると思いますんで、どう考えたらいいのか。今後、公務員とか一般労働者の賃金をどう考えたらいいというふうに思っているかお聞きしたいと思います。

それから、3つ目ですけど、小豆島町の有給休暇の利用率というんですか、これを知りたいと思います。

周りから見るとええと思われとんです、公務員の人たちわな。ですから、そういう意味では、どれだけ有給休暇をとってるのか、もしかしたら不利じゃないかというふうに思います。ですから、内海病院がとっていると聞いとるんですけど、内海病院とは分けて説明をもらいたいと思います。

それから、今は確かに僕らが若いときに比べて週休2日制ということで少しよくなってんですけど、それも世界の潮流がなかったら週休2日制になってなかったんじゃないかというふうに思います。そういう意味でいうとまた違うんですけど、世界の中で国民の数と公務員の数、それは日本は多いんですかということ、臨時雇いの人をのけて多少説明が欲しいというふうに思ってます。

私は、一貫して公務員の賃金を上げるのに賛成でございまして、そうしないと民間も上がらないというふうに思いますんで、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 森議員さんから幾つかのご質問をいただきましたので、お答えをいたしたいと思います。

最初に、7年ぶりの賃上げだと思うが、国の勧告に基づくものと県の調べに基づくものと2つあると思うが、どちらが有利かというご質問であったかと思います。

言われておりますように、これの人勧、それから人事委員会の調査については、100人から50人のほうまで従業員数が下げられております。これは、より民間企業の平均に近い方向での改正ではないかというふうに考えられております。

今回の場合、国の人事院の勧告、これは民間企業との格差が1,090円ということでした。これに比べまして、香川県の人事委員会の勧告、これは4,233円ということで、非常に大きな開きが県のほうでは出ております。ですので、県のほ

うではより、その0.3%の給与改定の給料表にするんですけれども、それプラスを加算した勧告が実は出されておりました。しかしながら、これからいいますと、香川県人事委員会の勧告のほうが職員にとっては有利ということが言えるんですけれども、この人事委員会勧告につきましては、県の職員と地元民間企業との格差でございまして。私どもの町の実態とは少し違うのではないかと、本町ではそれほど民間企業の給与がかなり上がっているとはなかなか思えませんので、この1.25%の加算は適用いたしません。人事院勧告に沿った改定を行うことといたしております。県下の市町の動向もおおむねその方向で動いておりますので、近隣市町との均衡の面からもそのようにしたいと考えております。

それから、ラスパイレス指数でございまして、こちらのほうはあくまでも指標ではございまして、これに従わないといけないということは今までございまして。ただ、昨年国の国家公務員のほうが東日本大震災復興財源に充てるために国家公務員の給与を平均7.8%削減したことに伴い、地方のラスパイレス指数が100を上回っている自治体に給与削減を求められてきました。これに沿いまして本町でも削減をいたしたわけなんですけれども、これ1回限りだと思っております。これまで、町長からも申し上げてきましたとおり、自治体の職員の給与は本来それぞれの自治体が決めるべきものでございまして、議会の皆様にもその都度お諮りしながら決定していきたいと考えております。

それから、職員の年休の取得ですけれども、一般職員は平均7.4日、内海病院勤務職員の平均は9.7日、老健職員勤務の職員は平均11.0日、幼稚園、保育所に勤務している職員の平均は3日のような取得状況になっております。

それから、諸外国との公務員数の比較ですけれども、おっしゃられるとおり、国民100人当たりの公務員数は、アメリカが6.9人、イギリスが9.1、ドイツが5.4、フランスが8.0、日本が2.67となっております。小豆島町につきましては、住民100人

当たりの職員数が2.52人ということになっておるところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

（8番森 崇君「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第77号 安田ポンプ場沈砂池設備工事に係る工事請負契約について

○議長（森口久士君） 次、日程第4、議案第77号安田ポンプ場沈砂池設備工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第77号安田ポンプ場沈砂池設備工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

安田ポンプ場新設工事のうち沈砂池設備工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事請負契約の内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご

審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 議案第77号安田ポンプ場沈砂池設備工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案書の21ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、ただいま町長のほうから説明がありましたように、慢性的な浸水被害が発生している安田植松地区において、その被害の解消に向けて整備いたしております植松都市下水路再整備計画の中の安田ポンプ場新設工事のうち、沈砂池設備工事に係る契約を締結しようとするものでございます。

次ページの22、23ページで説明させていただきます。

先月末の10月29日に行いました指名競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額9,342万円で、香川県高松市番町2丁目16番3号、扶桑建設工業株式会社四国支社代表取締役社長原川崇が落札いたしました。

工期につきましては、本会議の承認の後本契約となりますことから、町の指定する日から平成27年3月31日までとさせていただきます。

工事場所につきましては、23ページの安田ポンプ場施設計画図の赤丸で囲み、赤く着色してある沈砂池設備の除じん機2台等の設置を行う計画でございます。

工事概要は、22ページ記載のとおりで、除じん機2台としき搬出機としてのベルトコンベヤー1台と、除じん機等の操作電気設備一式を計画いたしております。

専門用語となりましたこの「し渣」という言葉なんですけれど、こちらのほうは下水道事業等で使う言葉で、スクリーン等で除去した粗大ごみのことを「し渣」といいます。そういったごみを運ぶベルトコンベヤーでございます。

入札指名業者は記載の7社でございましたが、下記に記載しております5社から入札辞退届が提出されたため、入札は扶桑建設工業株式会社四国支社と株式会社鶴

見製作所四国支店の2社で行っております。

税抜き応札金額は、扶桑建設工業株式会社四国支社が8,650万円、株式会社鶴見製作所四国支店が9,500万円で行いました。また、契約しようとする扶桑建設工業株式会社の落札契約金額は、設計金額に対して94.26%で行いました。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 先ほど落札業者のところで、原川崇氏を代表取締役社長と読みましたけど、文書は支社長になっとんですけど、どちらが正しいんでしょうか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 申しわけございません。支社長でございます。

○議長（森口久士君） 12番中村議員。

○12番（中村勝利君） 入札業者7社のうち5社が辞退をしておりますけども、この辞退の理由はわかりますか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 小豆島町建設工事執行規則等の中の16条で入札辞退届の提出は求めています、入札辞退理由までは求めないこととなっておりますことから、詳細のことはわかりませんが、参考に私のほうで口頭で伺った範囲においては、専任の管理技術者の配置ができない、それと除じん機のみ受注はしていない、ポンプとセットの場合を考えてやっておると、それと現在受注工事等が多く工期内の納品が難しい等が主な理由で行いました。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

（12番中村勝利君「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号安田ポンプ場沈砂池設備工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第78号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森口久士君） 次、日程第5、議案第78号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第78号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は3,535万4千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費482万円、民生費924万5千円、衛生費1,048万8千円、土木費57万5千円、教育費190万8千円、災害復旧費831万8千円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明させます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第78号平成26年度小豆島町一般会計補正予算

(第4号)についてご説明を申し上げます。

上程議案集の24ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,535万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を104億2,696万8千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。26ページの地方債補正をご覧ください。上段のみさき園大規模改修事業につきましては、追加となる工事の財源として合併特例債を、また下段の公共土木施設災害復旧事業につきましては、台風19号により被災いたしました町道3線の災害復旧工事の財源として災害復旧事業債をそれぞれ借り入れるため、限度額の増額変更をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金500万2千円につきましては、台風19号により被災いたしました町道3線の災害復旧事業に対する国庫負担金でございます。負担率は3分の2でございます。

同じく14款、2項2目1節社会福祉費補助金924万5千円につきましては、消費増税に伴います低所得者対策として給付されます臨時福祉給付金事業費補助金の増額でございます。これにつきましては、給付対象者や加算対象者数が見込みより多くなったことによるもので、100%国庫補助金でございます。

15款県支出金、2項3目1節保健衛生費補助金115万円につきましては、今月23日に自治医科大学地域医療学センター、センター長の梶井先生をお招きいたしまして、サン・オリーブで開催予定の地域医療フォーラム in 小豆島の開催に対する県補助金でございます。補助率は100%でございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金875万7千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

21款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、それぞれの事業費の変更増に伴い増額補正を行うものでございます。

以上、歳入の補正額合計は3,535万4千円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開きください。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料の482万円でございます。

これは、内海中学校のプール事故に係ります損害賠償訴訟に際しまして、丁寧かつ適切に対応するため2名の弁護士を追加し万全の態勢を整えようとするものでございます。補正額はその着手金及び相談料を計上したものでございます。

次に、3款民生費、1項8目臨時福祉給付金事業費、19節負担金補助及び交付金924万5千円でございます。これは、歳入でご説明いたしましたとおり、給付対象者及び加算対象者の増によりまして臨時福祉給付金を増額補正するものでございます。財源は100%国庫補助金でございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費115万円でございます。これも歳入で申し上げましたが、今月23日に予定されております地域医療フォーラムin小豆島の開催経費を計上するものでございます。財源は100%県補助金でございます。

同じく4款2項3目し尿処理費、15節工事請負費933万8千円でございます。これは、みさき園大規模改修工事の管理棟建設予定地を試掘、ボーリング調査をした結果、地中埋設物が発見されたことなどから地中埋設物の撤去及び地盤改良工事の追加が必要となったこと、さらにはし尿及び浄化槽汚泥の受入槽の防食塗装のため汚泥等を抜き取ったところ、槽内のポンプ及びポンプ着脱装置に想定以上の劣化が見られましたので、機器の更新が必要となるなど、設計段階で予測できなかった工

事が発生いたしましたので、工事請負費を増額補正するものでございます。

次に、8款土木費、2項3目道路新設改良費、17節公有財産購入費57万5千円でございます。これは、池田港浮き桟橋から救急艇で患者を搬送する際の救急車の停車用地として、護岸に隣接いたします約23平米の用地を購入しようとするものでございます。

次に、9款教育費、6項4目体育施設費、15節工事請負費190万8千円でございます。これは、三都町民プールの撤去跡地を駐車場として活用するため、土地の傾斜に合わせて側溝の設置及び町道との取り付け工事を実施しようとするものでございます。

1 ページめくっていただきまして、最後になりますけれども、11款災害復旧費、2項1目道路橋梁河川災害復旧費831万8千円でございます。これは、歳入でもご説明したとおり、台風19号により被災した町道3線の災害復旧事業に要します各節ごとの費用を計上するものでございます。以上、歳出の補正総額は、3,535万4千円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 池田港の救急艇の土地なんですが、これはへりのところの部分だけかなと思うんですが、ほかの部分はどういうふうにこれから考えていこうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 今回計上しましたのは、あくまでも土地の地権者の協力の意思が得られたところの土地をまず購入しようとするものでございます。もう一方おられるという話なんですけど、その一方のほうは、用地の売却はなかなか難しいけれども借地等のことでは協力する意思はあるという形で、意思表示はお受け

いたしております。ただし、片一方はもう用地買収での協力は得られる方向性が定まりましたことから、もうお一方につきましても何とか売却していただきたいと、用地協力をしていただきたいということを今後協力をお願いしていく予定としております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 護岸敷で進入していく部分に関しても、ある程度救急車両の進入路の確保の部分からはどういうふうなことをこれからやっていこうと考えているのかお伺いしたいと思います。漁協とかありますよね。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 今の護岸敷につきましても、要は町道認定はかかっておりません。ですから、道路法が適用されていない護岸敷を道路の形態で利用しております。よって、その護岸敷自身の管理者といたしましては香川県の護岸になっておりますもので、その護岸のところを一応便宜的に通行しておるという形で、そこに道路として拡幅改良していくということになりますと、今後県と協議しまして、その部分をまず町道認定から始まるんではないかと考えております。それで、町道認定をかかった場合、それぞれの地権者の協力が得られる方向性が得られましたら、要するにそちらのほうの拡幅いうのも考えていくのも一つの方策かと考えております。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

（9番安井信之君「はい」と呼ぶ）

1番大川議員。

○1番（大川新也君） 総務管理費のところの弁護士の相談委託料2名追加という。現状は、今どういう方が何名おいでなのかということと、この追加の2名で480万円ということはかなり大きな金額ですけど、これは裁判の解決までこの金額でいく

のか、これがどれぐらいの期間、解決までというたらわかりませんが、いつごろまでの、1人にしたら240万円ぐらいですか、それぐらいの金額はどのあたりまでの金額なのかということと。

プール事故の現状は、どういうふうな今状況になっておるのかというのがわかりません。2名追加するということは、難航しておるのかどうかというところを確認したいと思います。

もう一点、保健衛生費で、医療フォーラムこれは県の100%補助で115万円出ておりますが、23日に行われる医療フォーラムですけど、それ全て115万円この講演会で全部使い切るというふうな計算になってますけど、そんな1回の演説というか、フォーラムでこれだけの金額は必要なものかどうか。何かすごい金額が要るんやなというふうに感じますが、そのあたりちょっと説明をお願いします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大川議員さんのほうから、内海中学校プール事故に係る弁護士に関する部分を私のほうからお答えをいたしたいと思います。

こちらのほう、今回上げておりますのは着手金ということで、お2人追加をさせていただきまして、今までは白木弁護士さん、これは損保ジャパンのほうの関係の弁護士さんでしたけれども、この方に加えまして宮崎浩二弁護士、それから古川慎一郎弁護士、この2人の方に依頼をいたしております。この2人の方のまずはこの着手金ということで今回上げさせていただいております。これは、当初にお支払いする額ということでございます。これから続くということではございません。それで、こちらの着手金については、今回の賠償請求額が11億円越えとなっておりますので、こういうふうな場合から見まして妥当な額であるというふうに考えております。

それで、これ以外に、その下に相談料ということで50万円を上げておりますけれ

ども、これにつきましては弁護をしていただく、いろんな相談を弁護士のほうとする、そのときの相談料ということになってまいります。

それで、最後、弁護士のほうの報酬、最終的な報酬はまた別途出てくるということになります。

経緯につきましては、学校教育課のほうからお願いいたします。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） プール事故の訴訟の現状につきましては、私のほうからご説明を申し上げます。

訴訟につきましては、本年6月1日に原告のほうから訴訟の提起がございました。9月10日に第1回口頭弁論がございました。次回第2回につきましては、12月1日に弁論準備ということで、公開ではなく非公開で弁護士同士で協議が行われます。

内容については、新聞報道等でもございましたけれども、基本的な施設の設置者としての責任は認めております。ただ、相手方の損害賠償金額が非常に高額となっておりますので、今後につきましては、先ほど総務部長からございましたように、3人の弁護士体制で、将来の介護費用とか過失相殺等について本町の主張、立証を行って、裁判所において適正な損害賠償額の判断を求めたいと考えております。

もう一点、期間につきましては、最短で大体1年以上ぐらいかかると聞いておりますので、6月の訴訟でございましたので大体結論が出るのが来年6月、7月以降になるかと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 大川議員のほうからご質問のありました、23日の医療フォーラム in 小豆島のことについてご説明させていただきます。

費用が10分の10、県の補助で115万円という予算計上をさせていただいております。

すが、その詳細は歳出の項目のとおりでございまして、この報償費と旅費につきましては、講師の梶井先生の謝金、それから栃木のほうから来ていただきますのでその旅費、宿泊費等の費用弁償、それと需用費につきましては、当日参加していただく方にお渡しするフォーラムのパンフレットの印刷費、看板等がございまして、役務費としましては、皆さんにお知らせしましたチラシを広報等に折り込みさせていただいております。使用料のほうは、会場サン・オリーブのホールのほうで実施するんですが、その会場の借り上げ料です。

当日なんですが、この事業は土庄町との共催事業ということで、2町分の経費を計上しております。今回小豆島町のほうの会場で実施するというので、私たち小豆島町のほうで主になって会議の準備等を進めている関係から、当町のほうで全額を予算計上させていただいております。当日の対象となる参加者の見込み数も400名程度と考えております。以上でございます。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） プール事故のほうですけど、さっき総務部長が、相談料50万円というのはどこの金額。480万円と、別個に50万円はどこにあるんですか、その辺が。480万円の中に50万円を含まれとんですか。そのあたりがちょっとわからないのと、その損保ジャパンの白木さんは、これはもう無償なんですね。契約先が損保ジャパンだから弁護士料は要らないでいいんですね。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大川議員さんの質問の482万円の内容でございますけれども、着手金が216万円がお2人です。これが、宮崎、古川両弁護士へお支払する額でございます。そのほかに相談料として50万円、こちらのほうへ入れさせていただいております。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 白木弁護士の費用につきましては、町のほうが損保ジャパンの損害賠償保険に入っておりますので、損害賠償自体は、恐らく上限の1億円まで損保ジャパンのほうで支払いとなります。この契約の中に、今回の着手金までは損保ジャパンが1名分は負担するということになっておりますので、白木弁護士の着手金までは損保ジャパンのほうで負担していただけるということで、追加の2名分について町が着手金を支払うということになります。以上です。

○議長（森口久士君） 13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 7月15日の四国新聞に、このことの記事が載っております。それによりますと、小豆島町を相手取りて1億2千万円の損害賠償を求める訴訟をすると、こういうことになっておりますが、今総務部長のほうから基本1億円以上と。余りにも格差があるんですけど、これは四国新聞の記事が間違っとうことによろしいんですか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 本年6月に訴訟になりまして、初めて新聞報道がございましたのが7月15日の四国新聞で、その週にほか産経新聞等でも記事の掲載はございました。今回の訴訟につきましては、約1億2千万円の一時金払い、一括払いと、将来の介護費用とか逸失利益、これについては定期金賠償ということで、分割払いで求められております。新聞の掲載は全てこの一時金部分のみの記載で、なぜその部分だけなんかいうんは、取材不足なんか、そのあたり事情はわかりませんが、新聞に載っているのは一時金の金額のみで、その後発生する分割払いの金額については記載がございません。

この分割払いの金額が非常に高額となっております、介護費用については50年、60年、死亡するまで支払うということになりますので、そのあたりの金額の算定が、何歳まで生きてら幾らという表現ができないということもあって、一時金払い

のみの記事の掲載となっているかと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） それと、このプールができて何ぼなるんかちょっと覚えませんが、何十年か経過しております。それから、別にあそこは町が管理するようになってから改造工事なんかもしてない、つくったときのままの状態を使い今回初めてこういう事故が起こったということで、全面的に町が悪いという、こういう訴えだと思いますけど。これはやっぱりご本人さんの過失とかご本人さんが、この方だけがですよ、今までこういう事故がなかったんですから、何十年かぶりにこういう事故になったということは、全くこの訴えの中にご本人の瑕疵いうか、そういうことが含まれてないように感じますが。

それと、もう一つは、今総務部長が言うた11億円とかいうような、こういう損害賠償があるのかなと、初めて僕もこういう高額の賠償が起こったいうんも聞くんですけど、このあたりについてはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） B & Gのプールにつきましては、ちょっとはつきり覚えてませんが、昭和50年代の建設なんで、建設後恐らく三十四、五年ぐらい経過していると思います。プール本体については、プールの塗装等の維持改修、それと上屋がございますのでこのあたりの改修は随時行っております。ただ、基本的なプールの構造、プールの水深等については、設置当時のままとなっております。

もう一点、過失相殺につきましては、今回については相手側、原告側の訴訟ですので、原告側の主張は坂下家側の過失はゼロという主張でございます。先ほども申しましたように、今回施設の水深等の設置の責任はございますけれども、その過失相殺につきましては、町の主張をこれから裁判所に対して主張して、相手側にも過失があったのじゃないかという点については主張をしまいたいとは思ってお

ります。

あと、損害賠償金額のほうなんですけれども、先ほど申しあげました定期金賠償、分割払いというんは、非常に例が少ない訴訟の形態となっております。恐らく、聞いた範囲では、2000年以降こういう定期金の請求というんが何件か全国的に見てあると。市町村が定期金賠償の判決をもらったというんは、恐らく中学校事故については全国で今まで1件しかないというふうに聞いております。

なぜ定期金かということは、一時金である程度まとまった金額をもらうよりは、実際は原告側にとったら将来の介護費用は亡くなるまで必要やということで、原告側から定期金賠償を求められた場合は、民間等も含めて、定期金の判決が出る場合が多いというふうに聞いております。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） このときは、この方だけが授業をしとったんじゃなくて、クラスで全体で授業をしとったです。ですから、そういう人たちがいっぱいおる中で起こった事故いうことをやはり、ですから見とる人もおると思うんや、ああ変なことをしよるなというのを、変なことというのが僕は本人の過失にも入ると思うんで。そういう同級生、相当前になりますけど、高校2年生になってますわね、この人は。こんな1クラスで授業を受けよったときのことだもんですから、何かこう一方的に、1人だけが授業を受けよって起こったら誰も証言をする人がいないというようなことはないと思いますので、やはりちょっと我々の常識からいうたら常識離れの訴訟じゃないかなという気がいたしますが、そういうクラスメートが受けよった、大勢の人がおったということの、今後裁判上における証言とかというんは求めていくんでしょうか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 当時、プール授業は2クラスで男女合同で行われ

ておりました。ですから、生徒数はかなりの人数、先生のほうも2人ついて授業を行っておりました。事故発生当時複数いたんですけれども、一応その事故を目撃したというふうなことで、当時生徒から話を聞いた人数は2人というふうに聞いております。この2人の事情聴取というのは当時警察のほうでも行われておりますけれども、当時刑事事件になってませんので、その警察の事情聴取の調書については裁判においてもちょっと提出が難しいというふうに聞いておりますので、今回本町が依頼した弁護士のほうでその生徒なり当時の先生、直接プールするときにはいませんでしたけれども担任であるとか、そのあたりの方から事情聴取は行って、今後の裁判を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 今のことですけど、今回の2名がそういうふうなことをする、白木さん自体は、そういうふうなことを今までやってないんですか。

それと、これは新聞しか私も確認できてないですけど、プールの設計が不備であったと認めているのと、指導はしてなかったというふうに新聞では出てますので、これは勝ち目が、勝ち目言ったらちょっとおかしいですけど、あるんですか、これ。これだけ認めておいたら、相手方の言うとおりにになってしまう可能性があります。この2名を追加しただけでそれが減額できるというふうにちょっと今の状況では考えにくいんですけど、そのあたりは、ちょっと確認を。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 白木弁護士につきましては、損保ジャパンのほうの損害賠償の訴訟で、大阪の弁護士の方なんですけれども、非常に経験は豊富というふうに聞いております。本件のように第1級第1種の障害を負ったような事例も手がけておるといふふうに聞いております。

今回、宮崎弁護士、古川弁護士にも加わっていただいて全体の訴訟を3名の体制

で進めていくということで、白木弁護士のほうがこういう案件について経験が不足ということではなくて、逆に、損害賠償の件についてはこの中では一番経験は豊富だというふうに考えております。その上で、香川県内の弁護士の重鎮であります宮崎先生、また古川先生に加わっていただいて、町の主張が裁判所に対して主張できるような体制を整えていくということで、3人体制にいたしております。

プールの設置管理者として水深が浅いということは、もうこれは明確なことなんで、その点については認めております。指導していなかったという新聞報道については、これはあくまでも原告側の主張として記載ということですので、町のほうとしましたら、そのプールの事故当時、先生の指導内容であるとか、その点も含めて町の立場を主張してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） お父さんは実は僕の同級生、だから僕から見たら孫ぐらいの若い子どもさんでございます。だから早く解決してあげないとこっちもつらいし、みんなもつらいというふうに思いますんで。

1つは、体は一体どうなってるか。僕も知らんのです、実は。ですから、一体どういう状況なのかというのが聞きたいと。

それから、実際にはその生徒さんは、小豆島高校でいろんな人に世話になっとなし、先生にも世話になっとなし、部屋を選んだりトイレをするとか、いろいろ世話になってると思うんですよ。彼の将来も一緒に考えなくてはなりませんし、その辺のところを、将来も考えた上で即解決いうのをしてあげんといかんこっちやないかないうふうに思います。学校のそれもそうですし。

今の質問、もう一つは、さっき言ったように体はどうなってるか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 早急にいうんか、早目に解決したいという思いは、

町のほうとしては当然でございます。ただ、既に日本スポーツ振興センター等から、あと町の損害賠償等の金額で4千万円以上の金額を支払っております。こういうこともございまして、逆に示談交渉の段階でも原告側のほうから、急いでおりません、損害賠償を早く出してほしいということで、当初は白木先生1人だったんですけど、白木弁護士のほうから相手側弁護士に請求しましたけど約1年以上損害賠償の金額の請求がございませんでした。これというのも、当然判決まで遅くなれば現在でも金利で5%の上乗せがかかってきますので、既にある程度金額を払った関係もあると思いますので時間がかかって、金額的にだけですけど、金額的に不利ということではなくて金利の5%を加算された金額を支払うということになります。

もう一点、体の状況につきましては、ある程度、中学3年生で復帰してからの中学校生活、昨年小豆島高校に入ってから学校生活についても小豆島高校のほうといろいろ協議しながら、トイレへ行くところのスロープの設置であるとか、ちょっと字が書きにくいということがあるんで試験時間を特例で延長をするとか、そういう小豆島高校での受け入れ態勢についても十分協議をしまっておりまして。ただ、現在完全な車椅子で四肢麻痺、両足は動きません。腕のほうは四肢麻痺というか、腕は動くんですけども。余り、どの程度現在の病状についてこの場で申し上げてええか、ちょっと判断がつかないんですけども、現在常時車椅子で生活という状況でございます。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。13番浜口議員。

○13番（浜口 勇君） これは今おっしゃいますその保険料、判決が確定したら幾らまで最高限度この損保ジャパンとか、そういうところから出るんですか、保険料。

それで、11億円とかいうんはとてもや出んと僕は思うんやけど、その差額はどうか、どうするのか、それについて。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 保険のほうから出る金額ですけれども、日本スポーツ振興センターのほうから既に3,770万円。これに、判決が出ますと当然高額な金額となると思いますので、損保ジャパンのほうからは上限である1億円。ですから1億3,770万円、これを超える部分については町費の負担ということになります。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） これ、どなたかがお見舞いに行ったり、事故があったって本人同士で話し合いとか、お父さん、お母さんとの話も大事やと思うんです。誰がどんな責任、話し合いするんに、接見いうんかな、しよんでしょうか。お見舞いも含めて。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 3年前の6月の事故でございますけれども、私が書類等で確認した範囲では、その事故後かなり学校のほうからお見舞いも行ってありますし、保護者の方とも十分な話し合いをして、1年後に中学校3年生として学校のほうに戻ってきたんですけれども、その後の対応についても、1年間のブランクがあるということで学校のほうでサポート態勢を十分していくとか、いろんな面で中学校においては対応をしてきたと聞いております。私が昨年学校教育に来てから保護者の方とも何度かお話ししましたけれども、中学校のほうでの学校の復帰後の体制はもう十分してもらったということでは言われました。それを踏まえて、小豆島高校でも同じような対応をしてほしいということで、去年の4月、5月、6月、1学期については十分協議をして、小豆島高校のほうでも対応をしていただいていると思います。

ただ、その後は初めて示談交渉における金額の提示がございましたので、この金額の提示以後は、保護者の方とのやりとりはございません。以上です。

○議長（森口久士君） 浜口議員ちょっと、このプール事故については今いろいろ意見が出ておりますが、余りいきますと裁判に影響するといえますか、いろいろあると思いますので、このあたりで少しちょっと考えていただいたらと思いますが。13番。

○13番（浜口 勇君） 影響するようなことではないと思うんですよ。これは大事なことで、今保険料に1億4千万円しか出ない。そんで11億円の判決が出た、10億円を町が出さないかんいうことですよ。ほんな大事なことですよ、これ。だから、そこら辺のこともやっぱり皆さん知ってほしいなと思うよ、やっぱり。10億円を町費で出さないかん、町税ですよ、これは町民の税ですからね、と思います。

○議長（森口久士君） 一応発言の回数ということもありますし、いろいろ。確かに、浜口議員、私が答えるのは変ですが、今言われた大事なことでありますけども、そういうことで。

ほかの質疑についてはお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これもちまして平成26年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員